

調達管理番号・案件名

24a00795\_カンボジア国カンボジア日本人材開発センター起業家育成・ビジネス交流拠点機能拡充プロジェクトフェーズ3(ビジネスコース実施・起業家支援)

質問と回答は以下のとおりです。

2024年12月16日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	10	1.本業務に係る実施方針及び留意事項(9)現地活動費用の切り分け	「本邦での通訳備上費」とは、オンライン講義を日本語で実施する場合の日⇒英通訳者のことを想定しているのでしょうか？もしくは、本邦研修で企業視察等を行う際の日英通訳者でしょうか？	現段階では、「本邦での通訳備上費」とは、オンライン講義等を日本語で実施する場合の日⇒英通訳者を想定しています。本邦研修に際してはJICA国内機関により研修監理員を配置し、通訳業務を行うことを想定しております。
2	11	本邦研修参加者の旅費の定額計上について	p.10-11にプロジェクト予算による負担として、「本邦研修参加者の旅費」とありますが、p.38の定額計上の本邦研修については、報酬以外には「国内業務費」しか計上されていません。この「国内業務費」中に「本邦研修参加者の旅費(航空券、日当、宿泊費)」も含まれていますか。あるいは「本邦研修参加者の旅費」は本見積に含めるということになりますか。研修・招へいガイドラインのp.24では「研修員／被招へい者の受入に係る経費(航空券、国内移動旅費、宿泊費、滞在費等)や研修監理員／同行案内人に係る経費については、JICA が負担しますので、契約金額に含める必要はありません。」とありましたので、念のため確認させてください。	「国内業務費」中に「本邦研修参加者の旅費(航空券、日当、宿泊費)」は含まれません。研修・招へいガイドラインに記載のとおり、研修員／被招へい者の受入に係る経費(航空券、国内移動旅費、宿泊費、滞在費等)や研修監理員／同行案内人に係る経費については、JICA が負担しますので、契約金額に含める必要はありません。
3	16	(イ) CJCC アクセラレータープログラム(CJAP)a. CJAP の実施支援	CJAP運営での講師配置に関して、出来る限り現地リソースを活用しながらも、CJCC の要望等により日本人講師の活用が必要となる場合、日本人講師への謝金は、プロジェクト予算もしくは本業務実施契約のどちらの範囲に含まれますでしょうか？	出来る限り現地のリソースを活用することが好ましいですが、CJCCの要望等により日本人講師の活用が必要となる場合、日本人講師への謝金は、本業務実施契約の範囲とします。

4	18	2.本業務にかかる事項(2)本邦研修①経営塾	<p>想定規模において参加者数の欄に「※ただし、参加人数および日数は都度発注者と相談する。」とありますが、記載されている日数(約8日)よりも増えた場合でも、定額計上の範囲内で実施するというのでしょうか？</p>	<p>現段階では、日数を増やすことは想定しておりません。なお、業務確定後に定額計上の設定金額を超えることが明らかになった場合には、業務内容の見直しや契約変更による増額を行います。</p>
5	27	4.事業の枠組み(4)主な活動	<p>本プロジェクトに係る主な活動が、1-1から3-5まで記載されていますが、本業務(ビジネスコース実施・起業家支援)において対象となる活動を明示いただけますでしょうか？</p>	<p>本業務において対象となる活動は、別紙案件概要表「4. 事業の枠組み(4) 主な活動」の内、1-1、1-2、1-3、1-5、1-6となります。ただし、受注者は対象とならない活動にも目を配りながら、別途派遣される専門家と協働して本業務を実施いただきたく存じます。</p>
6	37	契約期間の分割について	<p>本案件は複数年度に跨り実施される案件ですが、「第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されてはならない」ことから、見積は年度毎に分割の必要はないとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおり、契約履行期間の分割を行う想定はございませんので、見積は年度毎に分割する必要はございません。</p>

以上



